



# 現行の薬価基準制度について

---

平成19年5月



# 1. 現行薬価基準制度の概要

---

- ① 薬価基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局（保険医療機関等）に支払われる際の医薬品の価格を定めたもの。
- ② 薬価基準は、平成18年2月15日に中医協がとりまとめた「薬価算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が告示。
- ③ 薬価基準で定められた価格は、医療機関や薬局の実際の購入価格（市場実勢価格）を調査（薬価調査）し、その結果に基づき定期的に改正。